

文教委員会請願・陳情説明資料

令和7年3月13日

件名	頁
(教育指導部)	
1 5 受理番号 1 4 医療的ケア児及びその家族に対する支援等の拡充と新たな支援施策を求める請願	2

(教 育 委 員 会)

件名	5 受理番号 14 医療的ケア児及びその家族に対する支援等の拡充と新たな支援施策を求める請願
所管部課名	<u>福祉部 障がい援護課</u> 教育指導部こども支援センターげんき 支援管理課
請願の要旨	<p>2021年、国では、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が可決され、国や自治体が医療的ケア児の支援を全面的に行う責務を負うことが義務化されており、保育園や学校の設置者など支援措置の責務があることを明確化しています。</p> <p>足立区では医療的ケア児支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連絡調整、情報交換を図ることを目的に、令和元年度から医療的ケア児ネットワーク協議会が設置されました。子どもたちが成長する過程で様々な課題が生じており、段階的な支援が必要です。</p>
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	長谷川 たかこ議員
内容及び経過	<p>1 令和7年度在宅レスパイト事業の利用時間について</p> <p>重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業は、東京都の「在宅レスパイト・就労等支援事業実施要綱」（以下、「都要綱」という。）に基づき実施している。</p> <p>令和7年4月1日から都要綱において利用者の年間利用可能時間数が拡充されることに伴い、令和7年4月1日から足立区においても年間利用可能時間数を拡充する。</p> <p>(1) 対象者 在宅の重症心身障がい児（者）及び医療的ケア児</p> <p>(2) 事業内容 区と委託契約を締結した訪問看護事業所の看護師を対象者の自宅または対象者が在学する小学校等 ※に派遣し、一定時間対象者のケアを介護者に代わって行う。</p> <p>※ 令和7年4月1日から看護師の派遣場所を自宅に加え在学する小学校等へ拡大（報告済み）。</p> <p>(3) 年間利用可能時間数 年間288時間（令和6年度までは年間144時間）</p> <p>(4) 利用者負担（従前のまま） 世帯の区民税課税状況に応じて下表のとおり一部負担 世帯の範囲 利用者が18歳以上：当該利用者及びその配偶者 利用者が18歳未満：同一の世帯に属する者</p>

世帯 時間	生活保護 低所得 (区民税 非課税)	一般 1		一般 2	訪問看護 基準単価 (利用者負担 含む)
		障がい児 区民税 所得割 28万円 未満	障がい者 区民税 所得割 16万円 未満	左記以外	
2 時間	0 円	180 円	370 円	1,500 円	15,000 円
2 時間半	0 円	220 円	460 円	1,880 円	18,750 円
3 時間	0 円	270 円	550 円	2,200 円	22,500 円
3 時間半	0 円	310 円	640 円	2,630 円	26,250 円
4 時間	0 円	360 円	740 円	3,000 円	30,000 円